

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2 月13日
【計算期間】	第17期（自 平成20年 5 月16日 至 平成20年11月17日）
【ファンド名】	techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型投信／内外／株式／自動けいぞく投資可能です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミ リーフ ァンド ファンド ・オブ ・ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ()

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式一般・・・大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回・・・目録見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本・・・目録見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

アジア・・・目録見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

オセアニア・・・目録見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし・・・目録見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

本書においてtechWINゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドを「本ファンド」または「techWIN」ということがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「（2）ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス」ということがあります。

< ファンドのポイント >

日本およびアジア・オセアニア諸国^{*}の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。

“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”とゴールドマン・サックスが考える日本およびアジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に主に投資します。

日本株式とアジア・オセアニア株式の投資比率は株式市場の時価総額や各国・地域の経済動向などを勘案して決定します。

原則として外貨建資産に対しては為替ヘッジを行いません。

^{*}本書においては、アジア・オセアニア諸国とは台湾、韓国、シンガポール、オーストラリア、香港、中国、インド、インドネシア、ニュージーランド、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイなどの国・地域を指します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

- “テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”とゴールドマン・サックスが考える日本・アジア・オセアニア企業を中心に投資するファンド

テクノロジーの世界連鎖とは：

ある技術の概念がある国で生まれ、それが国境を越えて別の国で洗練、生産されるというプロセスを抽象化したものであり、各プロセスに適するあるいはこれを得意とする国・地域が主な舞台となり、世界的な分業体制のもとでさまざまな技術が発展を遂げてきたというコンセプトです。

< ファンドの特徴 >

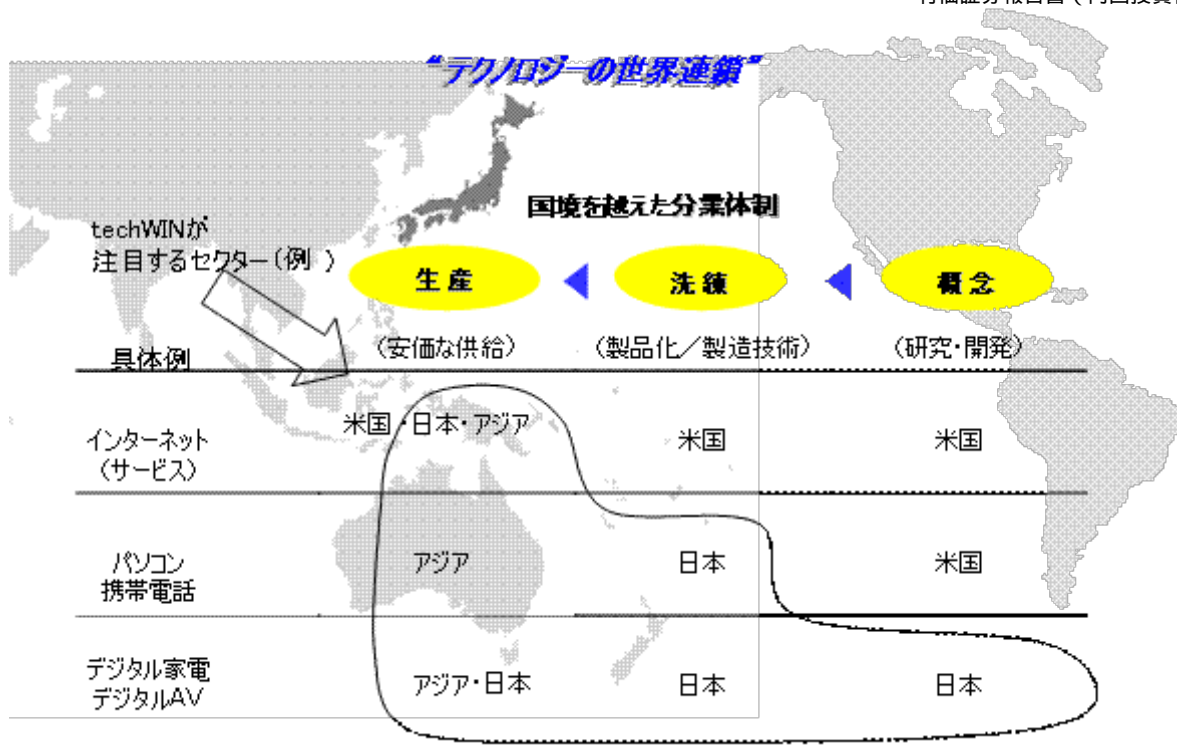
1. 日本とアジア・オセアニアの両地域に投資します。
2. 目覚ましい発展を遂げているテクノロジー・セクターを中心に投資します。
3. 成長著しいアジア・オセアニア地域の経済発展の恩恵を享受することを目指します。

a. ファンドのコンセプト - 「テクノロジーの世界連鎖」

テクノロジーの発展は、歴史的には研究・開発、製品化、生産という分業体制の下で実現されてきたと考えられます。近年のテクノロジー産業は、企業の情報化と企業活動のグローバル化に伴い国境を越えた分業体制の下で発展していると考えます。

たとえば、ノート型パソコンは米国でその概念が生まれ、日本の小型／軽量化技術で洗練され、アジア諸国が世界の工場として生産を担う、という「概念 - 洗練 - 生産」の“テクノロジーの世界連鎖”というプロセスの下で発展してきたと考えられます。

このような“テクノロジーの世界連鎖”の中で今後より重要な役割を担うと考えられる日本、アジア・オセアニア諸国の企業を中心に投資します。



上記の図は、“テクノロジーの世界連鎖”のコンセプトを、米国・日本・アジア地域および業種セクターの具体例との関連において説明するために、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が事実を抽象化、単純化して作成した概念図です。上記“techWINが注目するセクター”は説明のために例示したものであり、本ファンドがこれらのセクターに必ずしも投資するとは限りません。

“テクノロジーの世界連鎖”の鍵を握る日本企業を選別する3つの視点

1. テクノロジーの進化、発展の鍵となる重要かつ高度な技術を有する企業
携帯電話、パソコン、AV機器などはダウンサイジング（小型化・軽量化）と大容量化の両方を可能にする技術が進化・発展の鍵を握っていると考えられ、このような技術を育む電子部品・デバイスのセクターにおいて、高い競争力を持つ日本企業に注目します。
2. 標準規格（デファクト・スタンダード）を追求する企業
急速に進化しつつある携帯電話をはじめとする移動体通信技術では携帯電話端末、メモリー、システムLSIなどの要素技術が発展の鍵を握ると考えられ、この分野で次世代技術のデファクト・スタンダードを確立するポテンシャルを有する日本企業に注目します。
3. グループ企業内での相乗効果を生むビジネスモデルを有する企業
デジタルAV技術分野において、グループ力を活かし、ゲーム機、デジタルTV、DVD等の開発等で先行し、次世代デジタル家電の分野で競争優位を確立すると思われる日本の民生用エレクトロニクス企業に注目します。

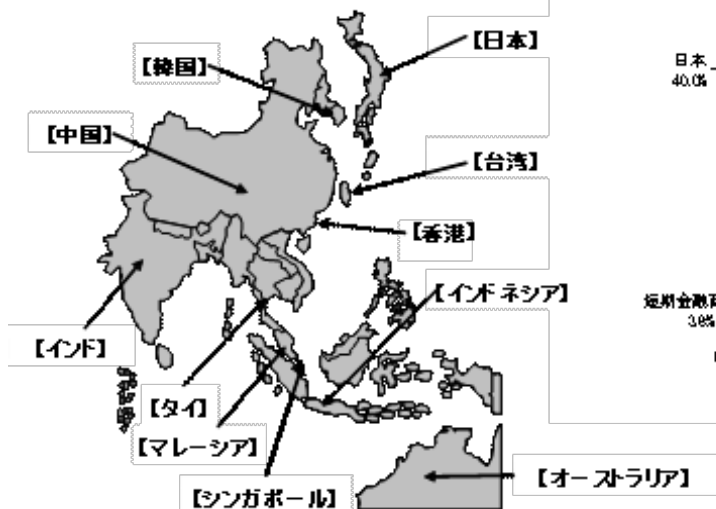
世界の工場を担うアジア企業を選別する3つの視点

1. 生産の受け皿としての地位を確立／規模の経済による競争力を確保した企業
アジアのテクノロジー・セクターで技術的競争優位を確立し、規模の経済により競争力を確保し、世界の工場としての地位を確立したアジア企業に注目します。
2. 競争力のある技術を組み合わせることにより付加価値を強化した企業
競争力のある企業同士が協力することにより、より付加価値の高いサービスの供給を実現し、競争力を増した企業に注目します。
3. 安い労働コストをベースにした価格競争力を有する企業
アジア地域におけるプログラマーやエンジニア等の技術者の人件費水準と豊富な労働力の優位性を活用し、価格競争力を確保することができたアジア企業に注目します。

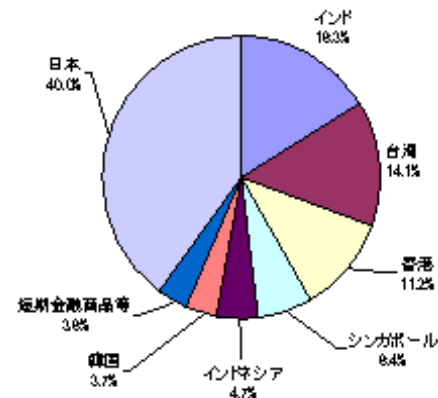
b. 投資対象の国（地域）とセクター

“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”とゴールドマン・サックスが考える日本およびアジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に主に投資します。

【投資対象となる主な国(地域)の例】



【本ファンドの地域別投資比率 2008年11月末現在】



投資比率は変動します。

【投資対象となる主なテクノロジーセクターの例】

業種	商品・サービス
ハードウェア	家電
	デジタル家電、デジタルAV機器、DVD
	通信機器
	携帯電話、基地局、通信タワー
	半導体/半導体製造装置
ソフトウェア	ハード・ディスク、DRAM、メモリ、テスター、ステッパー
	電子部品
	TFT（液晶）、小型モーター、セラミック・コンデンサー
	精密機器
	デジタルカメラ、磁気ディスク、医療用測定器
通信/インターネット	Webを用いたシステム・ソリューション
	ソフトウェア・コンサルティング
	ソフトウェア開発
メディア/コンテンツ	ケーブル、衛星、ADSL
	テレビ、出版、音楽、映画、ゲーム

上記の業種・商品・サービスの分類は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が独自に調査しまとめたもので、将来変更される可能性があります。

上記の表は主要投資対象を例示したものであり、本ファンドの投資先がこれらのセクターに限定されるものではなく、また今後本ファンドが上記セクターに投資することを保証するものではありません。

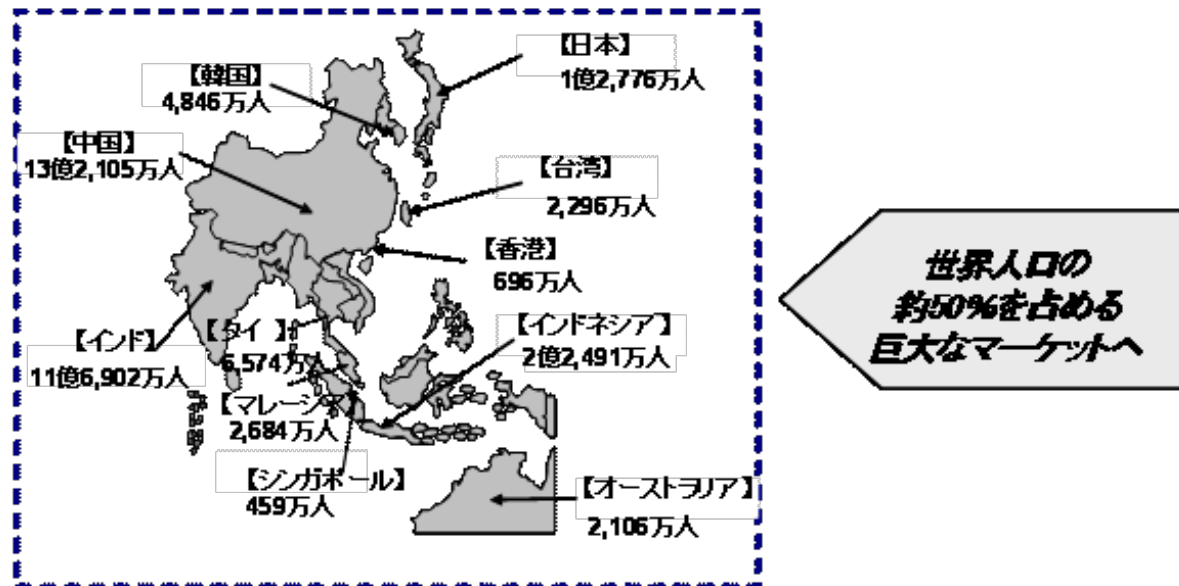
c.（ご参考）発展するアジア

techWINが投資対象とするアジア地域はテクノロジーの発展を中心とした「世界の工場」としてのみならず「世界の消費市場」へ変貌を遂げつつあります。

所得の増大、生活水準の向上による消費拡大や巨大な人口などを背景にさらなる経済発展の可能性を秘めていると考えられます。

【アジア主要国(地域)の人口(2007年)】

(出所: IMF World Economic Outlook Database, October 2008)

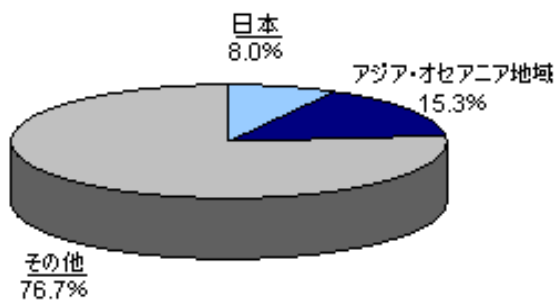


【日本およびアジア・オセアニア地域】
33億1,024万人

【世界全体】
67億 699 万人

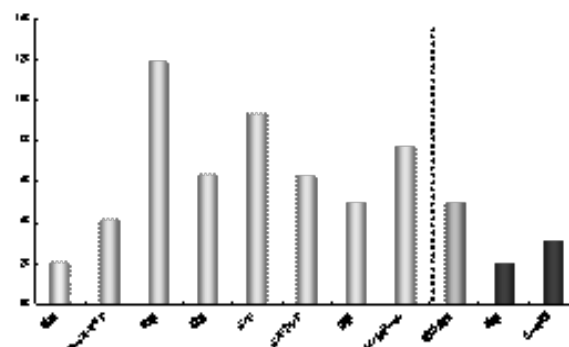
【日本およびアジア・オセアニア地域の世界全体に占めるGDP比率(2007年)】

(出所: IMF World Economic Outlook Database, October 2008)



【日本およびアジア・オセアニア主要国(地域)のGDP成長率(2007年)】

(出所: IMF World Economic Outlook Database, October 2008)



現在、世界におけるアジア・オセアニア地域の経済規模はそれほど大きくないものの、先進諸国と比べて高い成長を遂げており、今後、発展が見込まれる経済圏として重視される可能性を有しています。

d. 投資対象株式の値動きの特徴

テクノロジー関連株式

■ 株式市場全体と比べると値動きが大きい傾向があります

テクノロジー関連株式は株式市場全体と比べて、大きな値動きとなる傾向があります。本ファンドは主としてテクノロジー関連株式に投資し、これらの株式への集中的な投資であるため、株式市場全体と比べて、大きな値動きとなる傾向があります。

■ 他地域のテクノロジー関連セクターからも影響を受ける傾向があります

テクノロジー関連企業は世界的なつながりが他の業界と比べて強いいため、アジア各国の株式市場の動向だけでなく、他地域のテクノロジー関連業界の動向からも影響を受ける傾向があります。

アジア・オセアニア株式

■ 先進国株式市場と比べると値動きが大きい傾向があります

アジア・オセアニア地域の株式市場には新興市場（エマージング）に分類される市場が含まれており、政治・社会・経済等の状況によっては欧米、日本等の先進国株式市場よりも大きな動きとなる傾向があります。

【 アジア・テクノロジー株式の動き 】
(1996年1月～2008年11月)



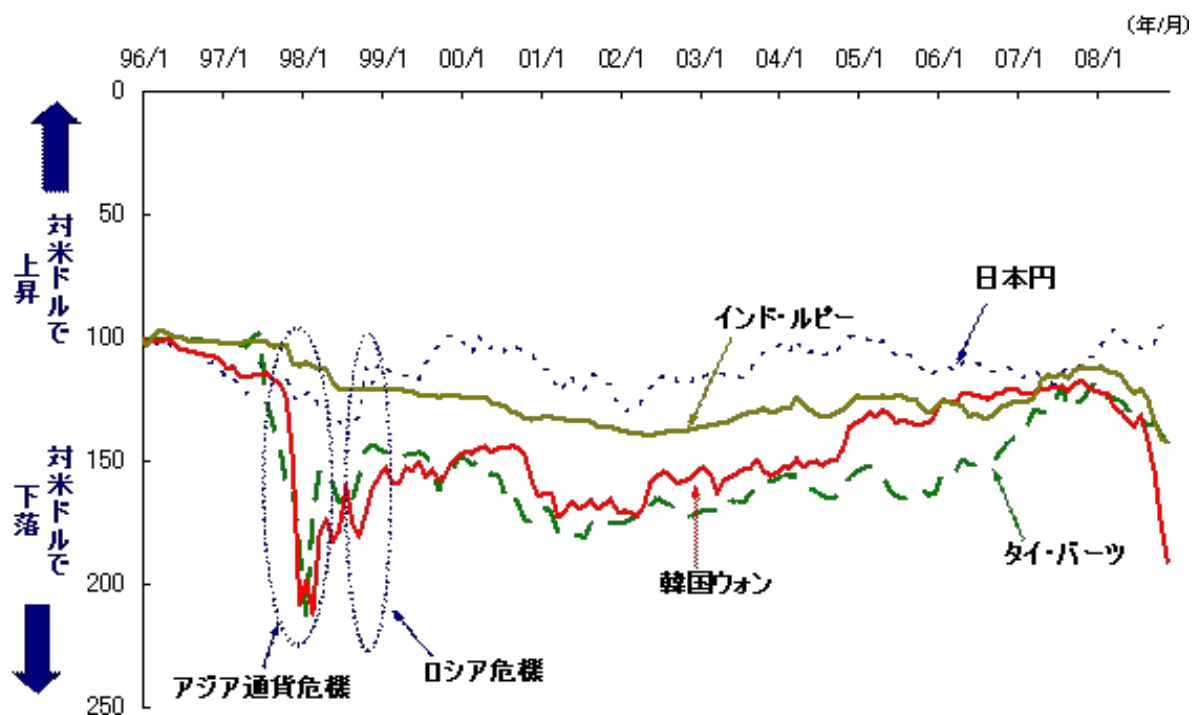
「日本およびアジア・オセアニア株式全体」としてMSCIアジア・パシフィック指数、「日本およびアジア・オセアニア・テクノロジー株式」としてMSCIアジア・パシフィック・インフォメーション・テクノロジー指数を使用。指数は現地通貨ベース。上記は、あくまでも指数の推移であって、本ファンドの実績ではなく、また将来の結果を保証するものではありません。いずれの指数も、本ファンドのベンチマークではありません。指数には直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因等も考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

e. アジア・オセアニア地域の通貨の値動きの特徴

■ 先進国通貨の為替動向と比べると値動きが大きい傾向があります

本ファンドでは、アジア・オセアニア地域での株式投資では原則として為替ヘッジを行わないため、本ファンドの基準価額は同地域の為替市場の動向の影響を受けます。また、同地域には新興市場（エマージング）に分類される通貨が含まれており、政治・社会・経済等の状況によっては先進国の為替市場よりも大きな動きとなる傾向があります。

【 対米ドル アジア主要通貨の動き 】
（1996年1月～2008年11月）

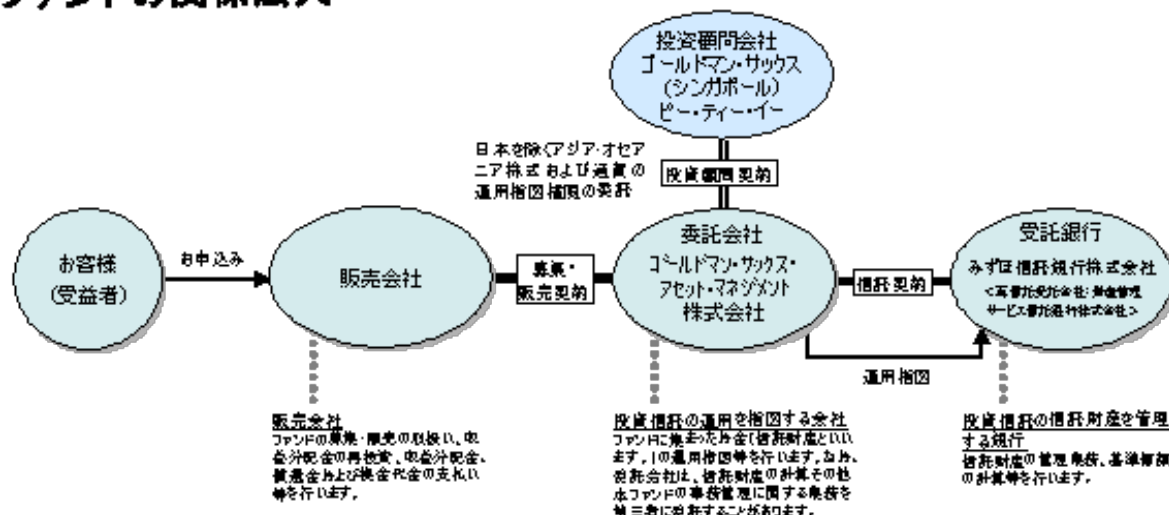


1995年12月末の為替レートを100として指数化。

(2) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



< ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは >

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル（約82.3兆円*）の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.42円）により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

ａ．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といえます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは前記「１．ファンドの仕組み」、「ファンドの関係法人」の図に示すとおりです。本ファンドにおいては、委託会社は日本を除くアジア・オセアニア株式（その指数先物を含みます。）および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

ｂ．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イー（以下「GSAMシンガポール」といいます。））

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本を除くアジア・オセアニア株式（その指数先物を含みます。）および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けています。

ｃ．受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき、再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ｄ．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

ｂ．沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ｃ．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

- ・本ファンドは、主として日本およびその他アジア・オセアニア諸国（オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ等）のテクノロジー関連企業の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該株式の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。ここでいう「テクノロジー関連企業」とは、技術進歩や技術改良につながる、またこれらから恩恵を受ける可能性のある商品、サービス等の提供、利用あるいは開発に従事しているとポートフォリオ・マネジャーが判断する企業のことで、具体的には家電、通信機器、半導体／半導体製造装置、電子部品、精密機器、ソフトウェア、通信／インターネット、メディア／コンテンツ等の産業において製品またはサービスの開発、製造、販売等を行う企業をいいます。
- ・日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託会社がG S A Mシンガポールと協議のうえ決定します。
- ・投資対象国市場への直接投資に加えて、海外の金融商品取引所等において取引されている投資対象国企業の株式等にも投資します。
- ・中長期的視点から各市場の企業業績見通しに重点を置き、金利の水準やその方向性、株価収益率等を考慮し、市場期待収益率の予測値も参考にしながら投資先企業の地域配分比率を決定します。
- ・投資対象会社への会社訪問や工場見学等による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。組入れ銘柄の選択に際しては、(1)資本効率が高いまたは改善していること、(2)経営陣の質およびその能力が高いこと、(3)平均以上の成長率を中長期的に維持できると見込まれること等を主な評価ポイントとします。
- ・原則として外貨建資産に対しては為替ヘッジを行いません。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図に係る権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イー（G S A Mシンガポール）	シンガポール	日本を除くアジア・オセアニア株式（その指数先物を含む）および通貨の運用	別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

ファンドの地域別配分のポイント

日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア諸国の企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託会社が投資顧問会社であるG S A Mシンガポールと協議のうえ決定します。

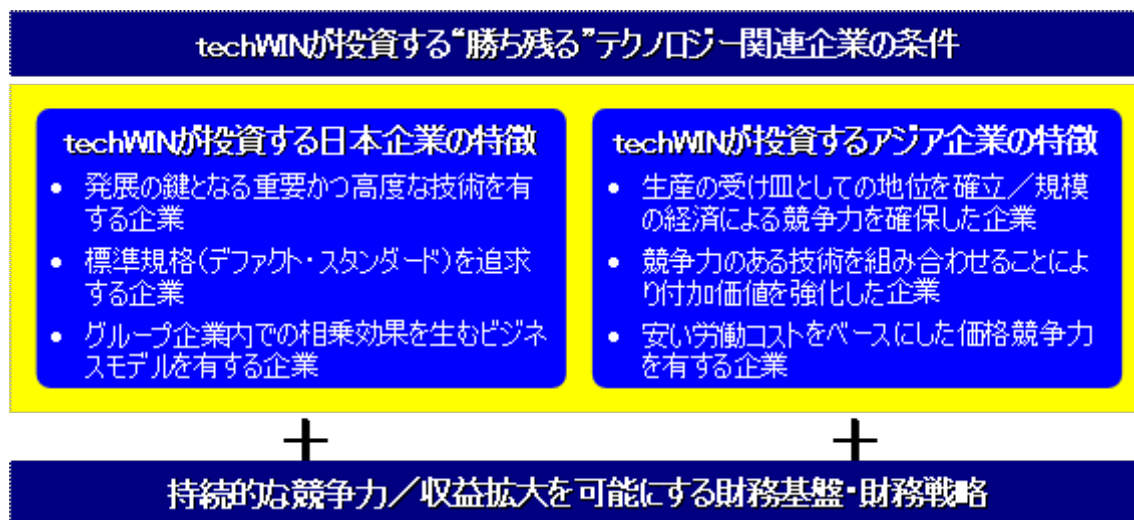
ファンドの銘柄選択のポイント

日本およびその他アジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の中から、持続的な競争力と長期的な収益拡大を可能にする財務基盤と財務戦略を有するとポートフォリオ・マネジャーが判断した企業を中心に投資することで、“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”企業に投資するという、これまでのテクノロジー・ビジネスへの投資とは異なる視点に基づいた確固とした投資戦略を追求します。

投資対象会社への会社訪問や工場見学等による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。

組入れ銘柄の選択に際しては、

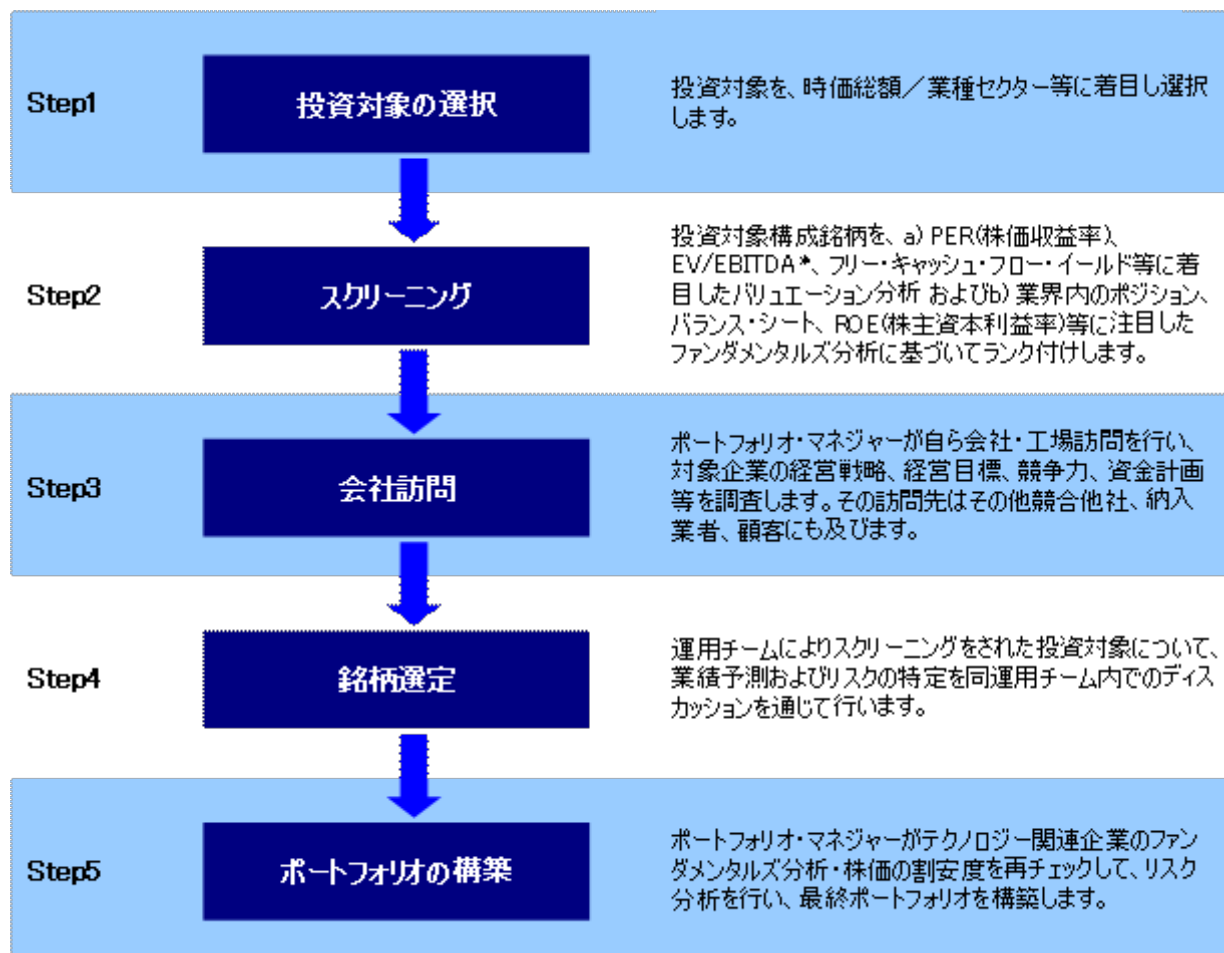
- (1) 資本効率が高いまたは改善していること
 - (2) 経営陣の質およびその能力が高いこと
 - (3) 平均以上の成長率を中長期的に維持できると見込まれること
- 等を主な評価ポイントとします。



(注)上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

c. 運用手法

銘柄選択の基本プロセス



* 株価水準を測るひとつの指標で、この倍率が低ければ、株価は割安ということになります。EV（Enterprise Value）とは企業の買収価値のことで、株式時価総額（株価×発行済み株式数）＋有利子負債－現預金の計算式で求められるものです。EBITDA（Earning Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization）とは、金利・税金・償却前利益のことです。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第18条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限り、）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第19条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMシンガポールを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」と

いいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第19条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。))の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有

価証券先物取引等」といいます。)を行うことの指図をすること。

5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

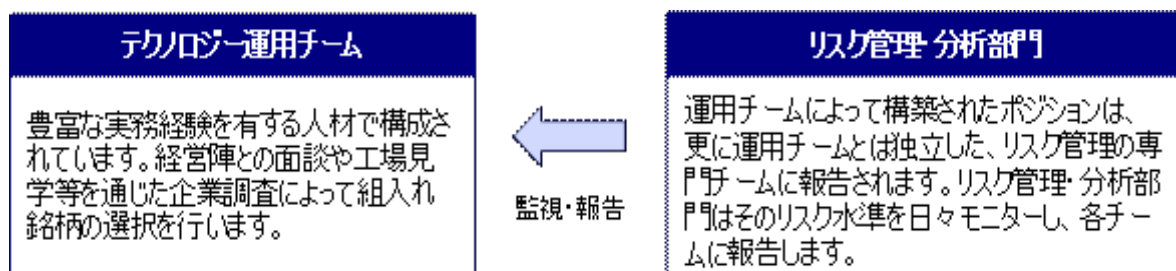
（３）【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（東京）およびGSAMシンガポールが担当します。本ファンドにおいて、日本株式の運用は、委託会社の運用部における日本株テクノロジー運用チームが担当しており、日本を除くアジア・オセアニア諸国の株式の運用は、GSAMシンガポールと委託会社のポートフォリオ・マネジャーからなるアジア・オセアニア（日本を除く）株テクノロジー運用チーム^{*}が担当しています。

^{*} ここでいうテクノロジー運用チームとは、委託会社およびGSAMシンガポールのポートフォリオ・マネジャーのうち、本ファンドの運用において中心的役割を担う、テクノロジー・セクター担当のポートフォリオ・マネジャー等のことを指します。

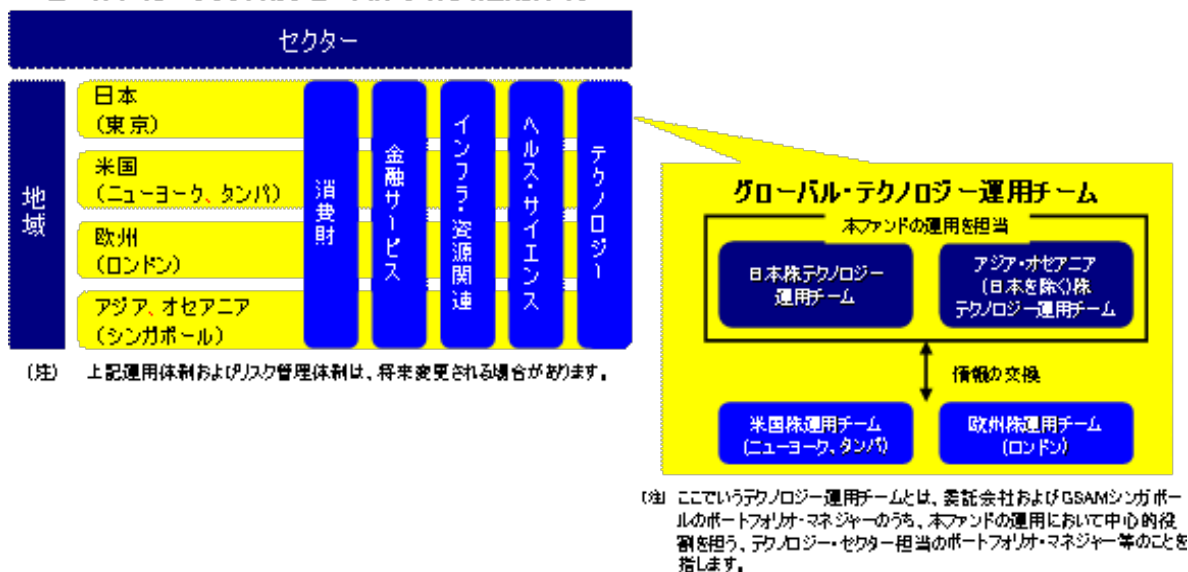
加えて、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。）、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMロンドン」といいます。）の各拠点のポートフォリオ・マネジャーとともにグローバルでテクノロジー運用チームを構成しており、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ゴールドマン・サックスのグローバルな株式運用体制



(2008年11月末現在)

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎決算時（毎年5月15日および11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- ・ 一般コースの場合、収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
- ・ 自動引き落とし投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- ・ 自動引き落とし投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への投資割合には制限を設けません。

2. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
3. デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
4. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
5. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第25条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第26条）

信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第27条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第28条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引
- ・わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。

- ・わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第29条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託会社は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第30条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を

超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第32条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第34条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、当該信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、当該信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

11．資金の借入れ（信託約款第42条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）・集中投資リスク

本ファンドは、テクノロジー関連企業の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等の様々なリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特にテクノロジー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティ（価格変動率）が高くより大きなリスクがあると考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に反応して変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金が回収できなくなることもあります。

2．為替リスク

本ファンドは、日本以外のアジア・オセアニア諸国も投資対象国とします。その場合、投資対象たる株式は外貨建てとなり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。市況によっては為替ヘッジを行うこともありますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）

3．カンントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。本ファンドには、こうした投資対象国の政治経済情勢、規制等様々な要因による影響を受けるカンントリー・リスクが伴います。

とりわけ、本ファンドの投資対象国における金融商品市場の中には、外国の投資家による投資に種々の規制が加えられているものがあります。投資回収に政府の同意その他の制約が課せられる場合もあります。

4．エマージング市場への投資に伴うリスク

本ファンドの投資対象国にはいわゆるエマージング諸国が含まれます。エマージング諸国の市場への投資は、一般的に株式の流動性が低く、市場環境やその国の政治状況によってはアジア通貨危機で見られたように投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があります。その結果、解約代金の支払日が一部解約申込日から起算して5営業日目を超える場合があります。また、大量の解約が出て信託財産中の流動性の高い証券を売却するだけでは解約代金を捻出しきれないような場合など、状況によっては、解約の申込みを受付けない場合もあります。

エマージング諸国の市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、上記のカントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化、外国からの投資に対する規制等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから株式の流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。エマージング諸国におけるカストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。

5．株式の流動性リスク

本ファンドは、国内・海外を問わず流動性の低い株式にも投資します。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

6．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクやの信用リスクが伴います。

7．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 繰上償還に関わる留意点

本ファンドは、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等に、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、繰上償還されることがあります。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(e) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(f) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(g) その他の留意点

収益分配金、一部解約金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

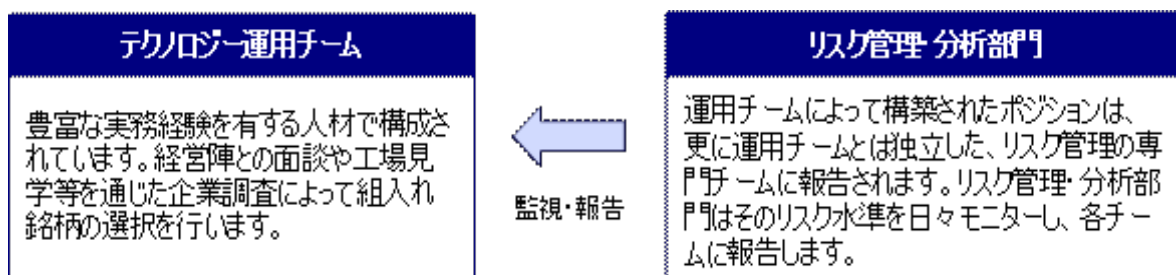
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本ファンドの運用は、委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（東京）およびG S A Mシンガポールが担当します。本ファンドにおいて、日本株式の運用は、委託会社の運用部における日本株テクノロジー運用チームが担当しており、日本を除くアジア・オセアニア諸国の株式の運用は、G S A Mシンガポールと委託会社のポートフォリオ・マネジャーからなるアジア・オセアニア（日本を除く）株テクノロジー運用チーム^{*}が担当しています。

^{*} ここでいうテクノロジー運用チームとは、委託会社およびG S A Mシンガポールのポートフォリオ・マネジャーのうち、本ファンドの運用において中心的役割を担う、テクノロジー・セクター担当のポートフォリオ・マネジャー等のことを指します。

加えて、G S A Mニューヨーク、G S A Mロンドンの各拠点のポートフォリオ・マネジャーとともにグローバルでテクノロジー運用チームを構成しており、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。



（注1）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的

とするものではありません。
(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) お申込口数またはお申込代金に応じて、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額^{*}をご負担いただきます。

^{*} 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.995%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分は、以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

「信託報酬の配分」

販売会社の取扱いにかかる純資産総額	支払先		
	委託会社	販売会社	受託銀行
100億円未満の部分	年率1.050% （税込）	年率0.840% （税込）	年率0.105% （税込）
100億円以上の部分	年率0.840% （税込）	年率1.050% （税込）	年率0.105% （税込）

なお、委託会社の報酬には、GSAMシンガポールへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用の額は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

（個人の受益者の場合^{*1}）

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	《2008年12月31日まで》 普通分配金に対し10%（所得税7%、地方税3%） ^{*3} 《2009年1月1日以降》 普通分配金×20% ^{*3}
換金時 （解約請求による場合）	所得税および地方税	《2008年12月31日まで》 解約価額 ^{*2} の受益者ごとの個別元本超過額に対し10% （所得税7%、地方税3%） ^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*3}
償還時	所得税および地方税	《2008年12月31日まで》 償還価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し10% （所得税7%、地方税3%） ^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*3}

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 解約時の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額をいいます。

*3 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち

後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

[2008年12月31日まで]

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

[2009年1月1日以降]

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等（上場株式（上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金など）の合計額が100万円を超える場合（同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。）、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、100万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 一部解約時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

[2008年12月31日まで]

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉分離課税が行われます。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。

また、買取差損益または解約（償還）差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等（特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）を含みます。）の譲渡による所得または損失との損益通算が可能であり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、他の上場株式等の譲渡による所得からの控除が可能です。公募株式投資信託の解約（償還）差益との損益通算については、その解約（償還）差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

[2009年1月1日以降]

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約（償還）差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、500万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2008年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	371,005,203	39.97
	香港	90,402,137	9.73
	シンガポール	59,658,143	6.42
	インドネシア	43,844,400	4.72
	韓国	34,188,096	3.68
	台湾	131,256,978	14.13
	インド	151,303,821	16.29
	ケイマン	13,908,048	1.50
	小計	895,566,826	96.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	33,077,345	3.56
合計(純資産総額)	-	928,644,171	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2008年11月28日現在）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	株式	CHINA MOBIL (HONG KONG)	通信	79,500	838.37	66,650,892	856.24	68,071,080	7.33
2	シン ガ ポ ー ル	株式	STARHUB LTD	通信	454,150	139.61	63,404,789	131.36	59,658,143	6.42
3	インド	株式	BHARTI TELEVENTURES	通信	40,733	1,295.00	52,749,235	1,306.00	53,197,298	5.73
4	日本	株式	K D D I	情報・ 通信業	84	595,000.00	49,980,000	620,000.00	52,080,000	5.61
5	インド ネ シア	株式	TELEKOMUNIKASI TBK PT	通信	961,500	46.40	44,613,600	45.60	43,844,400	4.72
6	インド	株式	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	コン ピ ュー ター	17,539	2,426.39	42,556,629	2,374.19	41,641,093	4.48
7	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD NV	電気・ 電子	1,720	19,450.40	33,454,688	19,876.80	34,188,096	3.68
8	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	電子部 品・計 器	288,043	119.67	34,472,698	117.38	33,811,351	3.64
9	インド	株式	SATYAM COMPUTER SERVICES	コン ピ ュー ター	71,114	522.79	37,178,399	473.59	33,679,590	3.63
10	台湾	株式	MEDIATEK INC	電子部 品・計 器	47,853	634.26	30,351,722	638.57	30,557,729	3.29
11	日本	株式	ジュピターテレコム	情報・ 通信業	412	82,800.00	34,113,600	73,600.00	30,323,200	3.27
12	台湾	株式	ACER INC	電子部 品・計 器	215,000	134.60	28,939,645	123.41	26,533,150	2.86
13	日本	株式	コナミ	情報・ 通信業	11,000	2,100.00	23,100,000	2,160.00	23,760,000	2.56
14	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	コン ピ ュー ター	21,600	1,061.70	22,932,720	1,054.90	22,785,840	2.45
15	香港	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	通信	202,072	118.27	23,899,459	110.51	22,331,057	2.40
16	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機 器	12,400	1,775.00	22,010,000	1,791.00	22,208,400	2.39
17	日本	株式	バンダイナムコホ ールディングス	その他 製品	23,300	874.00	20,364,200	949.00	22,111,700	2.38
18	台湾	株式	RICHTEK TECHNOLOGY CORP	電子部 品・計 器	55,990	341.52	19,122,264	377.40	21,130,905	2.28

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式 数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
19	日本	株式	任天堂	その他 製品	700	30,500.00	21,350,000	29,620.00	20,734,000	2.23
20	日本	株式	日本碍子	ガラス・土石 製品	20,000	1,051.00	21,020,000	1,016.00	20,320,000	2.19
21	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	コン ピュー ター	107,343	172.19	18,484,464	179.08	19,223,843	2.07
22	日本	株式	ソニー	電気機 器	9,700	2,090.00	20,273,000	1,843.00	17,877,100	1.93
23	日本	株式	日本電信電話	情報・ 通信業	42	419,000.00	17,598,000	415,000.00	17,430,000	1.88
24	日本	株式	パナソニック	電気機 器	15,000	1,489.00	22,335,000	1,144.00	17,160,000	1.85
25	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ データ	情報・ 通信業	46	360,000.00	16,560,000	344,000.00	15,824,000	1.70
26	日本	株式	島津製作所	精密機 器	24,000	744.00	17,856,000	637.00	15,288,000	1.65
27	ケイ マン	株式	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	機械・ エンジ ニアリ ング	53,000	261.80	13,875,400	262.41	13,908,048	1.50
28	日本	株式	日立金属	鉄鋼	22,000	641.00	14,102,000	568.00	12,496,000	1.35
29	日本	株式	パナソニック電工	電気機 器	16,000	863.00	13,808,000	781.00	12,496,000	1.35
30	日本	株式	信越化学工業	化学	3,200	4,490.00	14,368,000	3,640.00	11,648,000	1.25

種類別及び業種別投資比率（2008年11月28日現在）

国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
国内	化学	1.25
	ガラス・土石製品	2.93
	鉄鋼	1.35
	機械	0.92
	電気機器	10.57
	精密機器	2.50
	その他製品	4.61
	情報・通信業	15.84
外国	コンピューター	12.63
	電気・電子	3.68
	電子部品・計器	12.06

国内 / 外国	業種	投資比率（％）
	機械・エンジニアリング	1.50
	通信	26.6
合計		96.44

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

（2008年11月28日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2008年11月28日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2008年11月28日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純 資産額（円） （分配落）	１口当たり純 資産額（円） （分配付）
第１期	(2000年11月15日)	5,936	5,936	0.8240	0.8240
第２期	(2001年５月15日)	5,087	5,087	0.7688	0.7688
第３期	(2001年11月15日)	3,695	3,695	0.5751	0.5751
第４期	(2002年５月15日)	4,205	4,205	0.6801	0.6801
第５期	(2002年11月15日)	2,784	2,784	0.4896	0.4896
第６期	(2003年５月15日)	2,487	2,487	0.4648	0.4648
第７期	(2003年11月17日)	3,153	3,153	0.6114	0.6114
第８期	(2004年５月17日)	3,116	3,116	0.6256	0.6256
第９期	(2004年11月15日)	3,021	3,021	0.6308	0.6308
第10期	(2005年５月16日)	2,957	2,957	0.6410	0.6410
第11期	(2005年11月15日)	3,519	3,519	0.8059	0.8059
第12期	(2006年５月15日)	3,684	3,684	0.9398	0.9398
第13期	(2006年11月15日)	3,162	3,162	0.9895	0.9895
第14期	(2007年５月15日)	2,729	2,729	1.0802	1.0802
第15期	(2007年11月15日)	2,268	2,268	1.0470	1.0470
第16期	(2008年５月15日)	1,992	1,992	0.9594	0.9594
第17期	(2008年11月17日)	961	961	0.4788	0.4788
	2007年11月末日	2,203	-	1.0197	-
	2007年12月末日	2,228	-	1.0420	-
	2008年１月末日	1,852	-	0.8724	-
	2008年２月末日	1,935	-	0.9201	-
	2008年３月末日	1,789	-	0.8565	-
	2008年４月末日	1,969	-	0.9471	-
	2008年５月末日	1,962	-	0.9503	-
	2008年６月末日	1,790	-	0.8719	-
	2008年７月末日	1,733	-	0.8490	-
	2008年８月末日	1,692	-	0.8311	-
	2008年９月末日	1,354	-	0.6696	-
	2008年10月末日	1,033	-	0.5149	-
	2008年11月末日	928	-	0.4625	-

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2000年5月31日 至 2000年11月15日	0.0000
第2期	自 2000年11月16日 至 2001年5月15日	0.0000
第3期	自 2001年5月16日 至 2001年11月15日	0.0000
第4期	自 2001年11月16日 至 2002年5月15日	0.0000
第5期	自 2002年5月16日 至 2002年11月15日	0.0000
第6期	自 2002年11月16日 至 2003年5月15日	0.0000
第7期	自 2003年5月16日 至 2003年11月17日	0.0000
第8期	自 2003年11月18日 至 2004年5月17日	0.0000
第9期	自 2004年5月18日 至 2004年11月15日	0.0000
第10期	自 2004年11月16日 至 2005年5月16日	0.0000
第11期	自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	0.0000
第12期	自 2005年11月16日 至 2006年5月15日	0.0000
第13期	自 2006年5月16日 至 2006年11月15日	0.0000
第14期	自 2006年11月16日 至 2007年5月15日	0.0000
第15期	自 2007年5月16日 至 2007年11月15日	0.0000
第16期	自 2007年11月16日 至 2008年5月15日	0.0000
第17期	自 2008年5月16日 至 2008年11月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2000年5月31日 至 2000年11月15日	17.6
第2期	自 2000年11月16日 至 2001年5月15日	6.7
第3期	自 2001年5月16日 至 2001年11月15日	25.2
第4期	自 2001年11月16日 至 2002年5月15日	18.3
第5期	自 2002年5月16日 至 2002年11月15日	28.0
第6期	自 2002年11月16日 至 2003年5月15日	5.1
第7期	自 2003年5月16日 至 2003年11月17日	31.5
第8期	自 2003年11月18日 至 2004年5月17日	2.3
第9期	自 2004年5月18日 至 2004年11月15日	0.8
第10期	自 2004年11月16日 至 2005年5月16日	1.6
第11期	自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	25.7
第12期	自 2005年11月16日 至 2006年5月15日	16.6
第13期	自 2006年5月16日 至 2006年11月15日	5.3
第14期	自 2006年11月16日 至 2007年5月15日	9.2
第15期	自 2007年5月16日 至 2007年11月15日	3.1
第16期	自 2007年11月16日 至 2008年5月15日	8.4
第17期	自 2008年5月16日 至 2008年11月17日	50.1

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2000年5月31日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行の休業日（以下「シンガポールの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります）。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：テック戦）。

- (4) お買付単位は以下のとおりとなります。

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (6) 金融商品取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「シンガポールの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、委託会社に1万口単位（「自動けいぞく投資契約」を

結ばれた場合には1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) ご換金の価額は、ご換金の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。手取額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

^{*} 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

詳しくは、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: テック戦)。

- (5) ご換金代金は、受益者による換金の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。換金代金の支払いのために信託財産から流動性の低い証券を売却する必要がある場合には、支払いには5営業日より長くかかる可能性があります。場合によってはご換金を受付けないこともあります。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：テック戦）。年2回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2000年5月31日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には信託は終了します。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年5月16日から11月15日および11月16日から翌年5月15日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2000年5月31日から2000年11月15日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公

告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMシンガポール）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託銀行は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券

保管機構に預託し保管させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

・信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

k. 再投資の指図

委託会社は、上記による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益

者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます（なお、信託財産より委託会社に損害賠償を行った結果、受託銀行が損害賠償請求された場合、信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。）。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（2007年11月16日から2008年5月15日まで）及び第17期計算期間（2008年5月16日から2008年11月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (2008年5月15日現在)	第17期 (2008年11月17日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,150,102	25,743,234
金銭信託	192,775	295,818
コール・ローン	24,441,722	19,027,936
株式	1,975,477,848	928,843,165
派生商品評価勘定	-	2,487
未収入金	53,822,098	7,390,016
未収配当金	7,933,886	4,639,287
未収利息	334	161
流動資産合計	2,065,018,765	985,942,104
資産合計	2,065,018,765	985,942,104
負債の部		
流動負債		
未払金	49,258,458	8,033,932
未払解約金	3,486,415	-
未払受託者報酬	1,030,788	845,656
未払委託者報酬	18,554,148	15,221,783
その他未払費用	490,594	402,465
流動負債合計	72,820,403	24,503,836
負債合計	72,820,403	24,503,836
純資産の部		
元本等		
元本	2,076,587,286	2,008,102,702
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	84,388,924	1,046,664,434
（分配準備積立金）	412,147,811	403,324,236
元本等合計	1,992,198,362	961,438,268
純資産合計	1,992,198,362	961,438,268
負債純資産合計	2,065,018,765	985,942,104

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自 2007年11月16日 至 2008年 5月15日	第17期 自 2008年 5月16日 至 2008年11月17日
営業収益		
受取配当金	12,849,438	25,129,852
配当株式	-	1,286,831
受取利息	59,707	55,989
有価証券売買等損益	91,490,155	783,366,565
為替差損益	91,412,524	201,738,823
営業収益合計	169,993,534	958,632,716
営業費用		
受託者報酬	1,030,788	845,656
委託者報酬	18,554,148	15,221,783
その他費用	2,959,828	2,222,495
営業費用合計	22,544,764	18,289,934
営業損失（ ）	192,538,298	976,922,650
経常損失（ ）	192,538,298	976,922,650
当期純損失（ ）	192,538,298	976,922,650
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	12,920,457	14,469,400
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	101,861,319	84,388,924
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,687,254
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,687,254
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,632,402	3,509,514
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,196,308	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,436,094	3,509,514
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	84,388,924	1,046,664,434

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

42/91

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 (2008年5月15日現在)	第17期 (2008年11月17日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,166,753,897円	2,076,587,286円
期中追加設定元本額	28,211,946円	17,106,491円
期中一部解約元本額	118,378,557円	85,591,075円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,076,587,286口	2,008,102,702口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は84,388,924円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,046,664,434円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自 2007年11月16日 至 2008年5月15日	第17期 自 2008年5月16日 至 2008年11月17日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	- 円	7,917,926円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	49,420,945円	51,181,769円
分配準備積立金額	412,147,811円	395,406,310円
本ファンドの分配対象収益額	461,568,756円	454,506,005円
本ファンドの期末残存口数	2,076,587,286口	2,008,102,702口
1口当たり収益分配対象額	0.222272円	0.226336円
1口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 (2008年5月15日現在)		第17期 (2008年11月17日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	1,975,477,848	49,275,878	928,843,165	557,413,796
合計	1,975,477,848	49,275,878	928,843,165	557,413,796

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

第16期 自 2007年11月16日 至 2008年 5月15日	第17期 自 2008年 5月16日 至 2008年11月17日
1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 2．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3．取引の利用目的 デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	1．取引の内容 同左 2．取引に対する取組方針 同左 3．取引の利用目的 同左 4．取引に係るリスクの内容 同左 5．取引に係るリスク管理体制 同左 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第16期（2008年 5月15日現在）				第17期（2008年11月17日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	-	-	-	-	12,000,264	-	11,997,777	2,487
合計		-	-	-	-	12,000,264	-	11,997,777	2,487

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	第16期 自 2007年11月16日 至 2008年 5月15日			第17期 自 2008年 5月16日 至 2008年11月17日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託 会社の利害関係人等）	有価証券 等売買手 数料	株式 115,697円	-	有価証券 等売買手 数料	株式 33,063円	-
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託 会社の利害関係人等）	有価証券 等売買手 数料	為替 - 円	-	-	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（１口当たり情報）

区分	第16期 (2008年 5月15日現在)	第17期 (2008年11月17日現在)
１口当たり純資産額	0.9594円	0.4788円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	信越化学工業	3,200	4,490.00	14,368,000	
	日本板硝子	25,000	313.00	7,825,000	
	日本碍子	20,000	1,051.00	21,020,000	
	日立金属	22,000	641.00	14,102,000	
	ディスコ	4,700	1,891.00	8,887,700	
	東芝	20,000	340.00	6,800,000	
	富士電機ホールディングス	59,000	128.00	7,552,000	
	アルバック	3,700	1,272.00	4,706,400	
	パナソニック	15,000	1,489.00	22,335,000	
	ソニー	9,700	2,090.00	20,273,000	
	浜松ホトニクス	12,400	1,775.00	22,010,000	
	パナソニック電工	16,000	863.00	13,808,000	
	キャノン	3,800	2,935.00	11,153,000	
	島津製作所	24,000	744.00	17,856,000	
	オリンパス	4,000	1,598.00	6,392,000	
	バンダイナムコホールディングス	23,300	874.00	20,364,200	
	任天堂	700	30,500.00	21,350,000	
	新日鉄ソリューションズ	6,000	1,158.00	6,948,000	
	ジュピターテレコム	412	82,800.00	34,113,600	
	日本電信電話	42	419,000.00	17,598,000	
	K D D I	84	595,000.00	49,980,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	46	360,000.00	16,560,000	
	コナミ	11,000	2,100.00	23,100,000	
小計				389,101,900	
香港ドル	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	53,000	21.25	1,126,250.00	
	CHINA MOBIL (HONG KONG)	79,500	68.05	5,409,975.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	202,072	9.60	1,939,891.20	
小計				8,476,116.20	
				(105,527,646)	
シンガポールドル	STARHUB LTD	454,150	2.20	999,130.00	
小計				999,130.00	
				(63,294,885)	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
インドネシアルピア 小計	TELEKOMUNIKASI TBK PT	961,500	5,800.00	5,576,700,000.00	
				5,576,700,000.00	
				(46,844,280)	
韓国ウォン 小計	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD NV	1,720	296,500.00	509,980,000.00	
				509,980,000.00	
				(34,678,640)	
台湾ドル 小計	HON HAI PRECISION INDUSTRY	107,343	60.00	6,440,580.00	
	ACER INC	215,000	46.90	10,083,500.00	
	MEDIATEK INC	47,853	221.00	10,575,513.00	
	RICHTEK TECHNOLOGY CORP	55,990	119.00	6,662,810.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	288,043	41.70	12,011,393.10	
				45,773,796.10	
				(133,201,746)	
インドルピー 小計	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	17,539	1,213.20	21,278,314.80	
	SATYAM COMPUTER SERVICES	71,114	261.40	18,589,199.60	
	TATA CONSULTANCY SVS LTD	21,600	530.85	11,466,360.00	
	BHARTI TELEVENTURES	40,733	647.50	26,374,617.50	
				77,708,491.90	
				(156,194,068)	
合計				928,843,165	
				(539,741,265)	

(イ) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
香港ドル	株式 3 銘柄	100.0%	19.6%
シンガポールドル	株式 1 銘柄	100.0%	11.7%
インドネシアルピア	株式 1 銘柄	100.0%	8.7%
韓国ウォン	株式 1 銘柄	100.0%	6.4%
台湾ドル	株式 5 銘柄	100.0%	24.7%
インドルピー	株式 4 銘柄	100.0%	28.9%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2008年11月28日現在）

資産総額	929,473,087円
負債総額	828,916円
純資産総額(-)	928,644,171円
発行済口数	2,008,093,524口
1口当たり純資産額(/)	0.4625円

第５【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１期	自 2000年５月31日 至 2000年11月15日	11,052,302,712 (0)	3,847,892,065 (0)	7,204,410,647 (0)
第２期	自 2000年11月16日 至 2001年５月15日	530,322,721 (0)	1,117,379,292 (0)	6,617,354,076 (0)
第３期	自 2001年５月16日 至 2001年11月15日	305,841,620 (0)	497,787,560 (0)	6,425,408,136 (0)
第４期	自 2001年11月16日 至 2002年５月15日	230,596,341 (0)	472,365,404 (0)	6,183,639,073 (0)
第５期	自 2002年５月16日 至 2002年11月15日	84,386,845 (0)	580,933,763 (0)	5,687,092,155 (0)
第６期	自 2002年11月16日 至 2003年５月15日	153,664,923 (0)	488,876,517 (0)	5,351,880,561 (0)
第７期	自 2003年５月16日 至 2003年11月17日	144,259,050 (0)	337,810,167 (0)	5,158,329,444 (0)
第８期	自 2003年11月18日 至 2004年５月17日	400,108,095 (0)	576,450,959 (0)	4,981,986,580 (0)
第９期	自 2004年５月18日 至 2004年11月15日	106,193,341 (0)	298,287,020 (0)	4,789,892,901 (0)
第10期	自 2004年11月16日 至 2005年５月16日	286,371,532 (0)	462,628,613 (0)	4,613,635,820 (0)
第11期	自 2005年５月17日 至 2005年11月15日	707,302,285 (0)	954,017,594 (0)	4,366,920,511 (0)
第12期	自 2005年11月16日 至 2006年５月15日	613,988,180 (0)	1,060,607,536 (0)	3,920,301,155 (0)
第13期	自 2006年５月16日 至 2006年11月15日	66,245,364 (0)	790,295,936 (0)	3,196,250,583 (0)
第14期	自 2006年11月16日 至 2007年５月15日	67,618,573 (0)	736,831,949 (0)	2,527,037,207 (0)
第15期	自 2007年５月16日 至 2007年11月15日	122,300,095 (0)	482,583,405 (0)	2,166,753,897 (0)
第16期	自 2007年11月16日 至 2008年５月15日	28,211,946 (0)	118,378,557 (0)	2,076,587,286 (0)
第17期	自 2008年５月16日 至 2008年11月17日	17,106,491 (0)	85,591,075 (0)	2,008,102,702 (0)

（注１）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

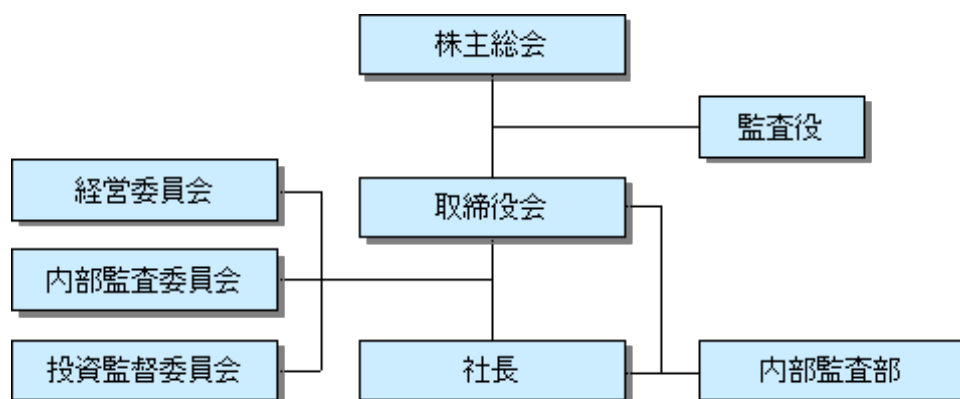
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2008年12月30日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,433,837,653,713円です。

（2008年12月30日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	330,190,414,216
追加型株式投資信託 / バランス型	32	564,749,773,941
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	161,706,314,315
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	27,403,349,644
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	18	349,787,801,597
親投資信託	31	1,089,251,028,042

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第12期 （平成19年 3 月31日現在）			第13期 （平成20年 3 月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			9,177,528			20,633,688	
支払委託金			-			26	
収益分配金		-			26		
前払費用			61,622			61,332	
未収入金	* 2		126,314			-	
未収委託者報酬			2,081,011			1,954,533	
未収運用受託報酬			-			1,158,119	
未収収益	* 2		728,713			302,947	
未収消費税等			21,969			-	
立替金	* 2		107,113			238,533	
預け金			-			823,248	
繰延税金資産			391,131			704,568	
流動資産計			12,695,404	70.7		25,876,998	84.4
固定資産							
無形固定資産			209,495			250,829	
ソフトウェア	* 1	208,801			250,134		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			5,051,808			4,533,977	
投資有価証券		3,671,508			2,597,580		
長期差入保証金		26,000			25,000		
繰延税金資産		1,277,324			1,835,253		
その他の投資等		76,975			76,144		
固定資産計			5,261,304	29.3		4,784,806	15.6
資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

有価証券報告書（内国投）

期別		第12期 （平成19年3月31日現在）			第13期 （平成20年3月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			3,097			4,267	
未払金			772,565			750,440	
未払収益分配金		77			47		
未払償還金		3,169			72		
未払手数料		769,319			749,178		
その他未払金		-			1,141		
未払費用	* 2		2,523,934			4,190,487	
役員賞与引当金			45,955			27,830	
未払法人税等			40,260			1,756,244	
未払消費税等			-			85,903	
流動負債計			3,385,813	18.9		6,815,172	22.2
固定負債							
長期未払費用	* 2		2,907,290			3,872,907	
長期借入金	* 2		-			5,000,000	
役員退職慰労引当金			727,712			900,990	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,635,652	20.2		9,774,548	31.9
負債合計			7,021,466	39.1		16,589,721	54.1

有価証券報告書（内国投）

期別		第12期 （平成19年 3 月31日現在）			第13期 （平成20年 3 月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			10,054,838			13,246,898	
その他利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
繰越利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
株主資本合計			10,934,838	60.9		14,126,898	46.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		403			54,814		
評価・換算差額等合計			403	0.0		54,814	0.2
純資産合計			10,935,242	60.9		14,072,083	45.9
負債・純資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業 損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		21,252,062			19,434,127	
		運用受託報酬	* 4	-			5,956,464	
		その他営業収益	* 4	6,172,505			1,738,458	
		営業収益計		27,424,567	100.0		27,129,050	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,795,591			8,188,620	
		広告宣伝費		259,536			385,347	
		受益証券発行費		1,275			-	
		調査費		3,126,022			1,697,104	
		調査費	305			124		
		委託調査費	* 4	3,125,717		1,696,980		
		委託計算費		310,860			318,677	
		営業雑経費		727,927			805,905	
		通信費	261,981			299,260		
		印刷費	439,428			475,240		
		協会費	26,517			31,404		
		営業費用計		13,221,214	48.2		11,395,655	42.0
		一般管理費						
		給料		4,038,962			6,869,229	
		役員報酬	* 1	415,118		435,616		
		給料・手当		1,851,344		2,763,612		
		賞与		1,417,213		1,916,804		
		株式従業員報酬	* 2,4	275,835		527,516		
		その他の報酬		79,451		1,225,680		
		交際費		49,878			55,152	
		寄付金		8,026			4,959	
		旅費交通費		215,397			287,861	
		租税公課		90,388			88,876	
		不動産賃借料		482,740			474,054	
		退職給付費用		850,611			1,370,867	
		役員退職慰労引当金 繰入額		357,210			226,617	
		役員賞与引当金繰入 額		110,209			53,415	
		固定資産減価償却費		36,330			48,314	
		事務委託費		1,171,755			474,596	
		諸経費		667,057			795,655	
		一般管理費計		8,078,566	29.5		10,749,601	39.6
		営業利益		6,124,787	22.3		4,983,793	18.4

有価証券報告書（内国投）

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業外 損益の部	営業外収益							
		有価証券分配金			68,166			78,024	
		為替差益			12,433			-	
		受取利息			139			43,754	
		有価証券売却益			-			21	
		株式従業員報酬	* 2,4		-			464,384	
		雑益			-			648	
		営業外収益計			80,739	0.3		586,832	2.2
		営業外費用							
		支払利息	* 4		-			18,533	
		為替差損			-			119,113	
		株式従業員報酬	* 2,4		544,200			-	
営業外費用計				544,200	2.0		137,646	0.5	
経常利益					5,661,325	20.6		5,432,980	20.0

有価証券報告書（内国投資）

期別		第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			-	0.0		-	0.0
	特別損失							
	特別損失計			-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0
法人税等		* 3		2,628,006	9.6		-	
法人税、住民税及び事業税				-			3,074,404	11.3
法人税等調整額				105,535	0.4		833,483	3.1
当期純利益				2,927,783	10.7		3,192,059	11.8

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期
（自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成18年 3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,621,455	10,621,455	11,501,455	-	-	11,501,455
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）				3,494,400	3,494,400	3,494,400			3,494,400
当期純利益				2,927,783	2,927,783	2,927,783			2,927,783
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	403	403	403
事業年度中の変動額合計	-	-	-	566,617	566,617	566,617	403	403	566,214
平成19年 3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

重要な会計方針

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (追加情報) 当事業年度より、当社役員に対し職務 執行の対価として役員賞与を支給して おります。それに伴い「役員賞与に関 する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4 号）を適用しております。尚、役員賞与 に係る以下の科目を計上しておりま す。 役員賞与引当金 45,955千円 役員賞与引当金繰入額 110,209千円 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）（共に会社法施行日である平成18年5月1日以後終了する事業年度より適用開始）に基づいております。従来の資本の部の合計に相当する金額は10,935,242千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。	-----
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	-----	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	-----	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	-----	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	-----	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	-----	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成19年3月31日現在）	第13期 （平成20年3月31日現在）
* 1 無形固定資産の減価償却累計額	* 1 -----
ソフトウェア 96,881千円	
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。	同左
流動資産	流動資産
未収入金 126,314千円	未収収益 384,791千円
流動負債	立替金 55,413千円
未払費用 197,250千円	流動負債
固定負債	未払費用 123,493千円
長期未払費用 901,792千円	固定負債
	長期借入金 5,000,000千円
	長期未払費用 426,847千円

（損益計算書関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
* 1 役員報酬の範囲額 取締役年額 1,000,000千円以内 監査役年額 35,000千円以内 * 2 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。 * 4 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 その他営業収益 2,573,043千円 営業費用 委託調査費 3,125,717千円 営業外費用 株式従業員報酬 470,132千円	* 1 ----- * 2 株式従業員報酬 同左 * 3 ----- * 4 関係会社項目 同左 営業収益 運用受託報酬 1,235,724千円 その他営業収益 1,738,458千円 営業費用 委託調査費 1,666,202千円 株式従業員報酬 114,904千円 営業外収益 株式従業員報酬 270,489千円 営業外費用 支払利息 18,533千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,494,400	546,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第12期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)					第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)				
1 . その他有価証券で時価のあるもの					1 . その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,701,000	1,701,680	680	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420
2 . 時価評価されていないその他有価証券									
	貸借対照表計上額 (千円)								
外貨建MM F	1,969,828								

（デリバティブ取引関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）																																								
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用（株式従業員報酬）</td><td>101,010 千円</td></tr> <tr> <td>未払費用（駐在員税額補助）</td><td>56,916</td></tr> <tr> <td>未払費用（賞与）</td><td>194,873</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>38,332</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>391,131</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（株式従業員報酬）</td><td>357,952</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（退職給付）</td><td>587,965</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>296,132</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>35,275</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,277,324</td></tr> <tr> <td></td><td>1,668,455 千円</td></tr> </table>	未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円	未払費用（駐在員税額補助）	56,916	未払費用（賞与）	194,873	その他	38,332	小計	391,131	長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952	長期未払費用（退職給付）	587,965	役員退職慰労引当金	296,132	その他	35,275	小計	1,277,324		1,668,455 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821 千円</td></tr> </table>	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821 千円
未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円																																								
未払費用（駐在員税額補助）	56,916																																								
未払費用（賞与）	194,873																																								
その他	38,332																																								
小計	391,131																																								
長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952																																								
長期未払費用（退職給付）	587,965																																								
役員退職慰労引当金	296,132																																								
その他	35,275																																								
小計	1,277,324																																								
	1,668,455 千円																																								
未払費用	505,417 千円																																								
未払事業税	121,258																																								
その他	77,892																																								
小計	704,568																																								
長期未払費用	1,459,399																																								
役員退職慰労引当金	289,736																																								
その他	86,117																																								
小計	1,835,253																																								
	2,539,821 千円																																								
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率（調整）</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>7.82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.24</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.28 %</td></tr> </table>	法定実効税率（調整）	40.69 %	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82	その他	0.24	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																
法定実効税率（調整）	40.69 %																																								
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82																																								
その他	0.24																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %																																								
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。 4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。																																								

（関連当事者との取引）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	9,396 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬の配賦等（注1）	470,132	未払費用 長期未払費用	197,250 901,792
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	97 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	その他営業収益（注2） 委託調査費の支払（注2）	2,573,043 3,125,717	未収入金	126,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）その他の営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社（注1）	東京都港区	83,616 百万円	証券業	-	-	事務委託	支払手数料 事務委託費の支払（注2）	648,250 757,456	立替金 未払手数料 未払費用	4,465 73,478 118,504
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100,000 千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	-	-	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注3）	6,176,932	未払費用 長期未払費用	1,469,835 1,972,653

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）ゴールドマン・サックス証券株式会社は平成18年10月1日付けでゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店の事業全部の譲渡を受けました。したがって取引金額は譲渡前のゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店との取引金額を含んでおります。

（注2）事務委託費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注3）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報酬（注1）	270,489	長期借入金	5,000,000
								資金の借入（注2）	5,000,000	長期未払費用	426,847
								利息の支払（注2）	18,533		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,235,724	未収収益	384,791
								その他営業収益（注3）	1,738,458		
								委託調査費の支払（注3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。

なお担保は差し入れておりません。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）	7,250,898	未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費		長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニューヨ ーク市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）	548,135	未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費			
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下G S J H）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下G S 2 L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J H、G S 2 Lより行われております。

但し、これらの費用はG S J H、G S 2 Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J H、G S 2 Lに対する債務として処理しております。

（１株当たり情報）

第12期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）		第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,708,631円61銭	１株当たり純資産額	2,198,763円08銭
１株当たり当期純利益金額	457,466円23銭	１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭
損益計算書上の当期純利益	2,927,783千円	損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,927,783千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

１．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		22,515,231	
支払委託金		26	
前払費用		64,532	
未収委託者報酬		1,710,743	
未収運用受託報酬		1,251,964	
未収収益		2,335	
立替金		182,608	
預け金		42	
繰延税金資産		618,054	
流動資産計		26,345,538	88.1
固定資産			
無形固定資産		227,206	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,573,202	
繰延税金資産		1,730,208	
その他		34,959	
投資その他の資産計		3,338,369	
固定資産計		3,565,575	11.9
資産合計		29,911,114	100.0

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		8,377	
未払金		673,882	
未払費用		3,999,500	
役員賞与引当金		28,777	
未払法人税等		727,750	
その他	* 1	8,494	
流動負債計		5,446,783	18.2
固定負債			
長期未払費用		3,171,290	
長期借入金		5,000,000	
役員退職慰労引当金		987,931	
その他固定負債		650	
固定負債計		9,159,872	30.6
負債合計		14,606,656	48.8
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	1.6
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	1.3
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,676,421	
利益剰余金合計		14,676,421	49.1
株主資本合計		15,556,421	52.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		251,963	- 0.8
評価・換算差額等合計		251,963	- 0.8
純資産合計		15,304,458	51.2
負債・純資産合計		29,911,114	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		7,838,989	
運用受託報酬		2,627,909	
その他営業収益		670,345	
営業収益計		11,137,244	100.0
営業費用及び一般管理費	* 1	8,900,268	79.9
営業利益		2,236,976	20.1
営業外収益	* 2	335,207	3.0
営業外費用	* 3	105,310	0.9
経常利益		2,466,873	22.1
特別損益		-	0.0
税引前中間純利益		2,466,873	22.1
法人税、住民税及び事業税		710,534	6.4
法人税等調整額		326,815	2.9
中間純利益		1,429,523	12.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本準備金	その他利益剰 余金				
			繰越利益剰余 金				
平成20年 3 月31日残高 （千円）	490,000	390,000	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			1,429,523	1,429,523			1,429,523
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）					197,149	197,149	197,149
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	-	-	1,429,523	1,429,523	197,149	197,149	1,232,374
平成20年 9 月30日残高 （千円）	490,000	390,000	14,676,421	15,556,421	251,963	251,963	15,304,458

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。
	貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間貸借対照表関係	運用受託報酬の未収勘定は、前中間期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当中間期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係	運用受託報酬は、前中間期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当中間期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第14期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
* 1 減価償却実施額	無形固定資産	23,622千円
* 2 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬	301,765千円
* 3 営業外費用のうち主要なもの	有価証券売却損	54,949千円
	為替差損	30,915千円
	支払利息	19,444千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 （株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,400	-	-	6,400
合計	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末（平成20年9月30日）
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,998,026	1,573,202	424,824

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	2,391,321.59円
1 株当たり中間純利益金額	223,363.07円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,429,523千円
1 株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,429,523千円
差 額	-
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第14期中間会計期間（自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2007年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イー G S A M（シンガポール）	37.43百万米ドル （4,122百万円。 1米ドル＝110.15円）	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの子会社であるG S A M（シンガポール）は、シンガポールにおいて、投資銀行業務、トレーディングおよび自己勘定投資ならびに証券関連サービスを営んでおり、その資産運用部門は内外の有価証券等に係る投資顧問業務、その他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社 S B I 証券	47,937百万円 ^(注2)	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
コスモ証券株式会社	32,366百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社 ^(注1)	10,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,400百万円	
中央三井信託銀行株式会社 ^(注1)	379,197百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社みずほ銀行 ^(注1)	650,000百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,965百万円	
株式会社三菱東京UFJ銀行	996,973百万円	
株式会社りそな銀行 ^(注1)	279,928百万円	
株式会社埼玉りそな銀行 ^(注1)	70,000百万円	
株式会社十六銀行 ^(注1)	36,839百万円	
シティバンク銀行株式会社	約123,100百万円	

(注1) 新規のお申込みのお取扱いは行いません。

(注2) 2008年9月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A Mシンガポールは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本を除くアジア・オセアニア株式（その指数先物を含みます。）および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mシンガポールおよび委託会社はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2008年 8 月15日	有価証券届出書
2008年 8 月15日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成19年11月16日から平成20年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成20年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成20年5月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	大畑 茂
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。